

## ハンガリー

### 実用新案法

2018年1月1日に統合した実用新案の保護に関する1991年法律XXXVIII

#### 目次

#### 第I章 実用新案の保護の対象及び実用新案の保護によって付与される権利

第1条 保護することができる実用新案

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条 実用新案の考案者及び実用新案の保護を受ける権利

第7条

第8条

第9条

第10条 実用新案の保護の成立及び存続期間

第11条

第12条 実用新案の保護によって付与される権利、その範囲及び制限

第13条

第14条 [廃止]

第15条 [廃止]

第16条

第17条

#### 第II章 実用新案の侵害及び実用新案の保護の侵害

第18条 実用新案の侵害

第19条 実用新案の保護の侵害

第20条 不侵害の決定

#### 第III章 実用新案の保護の消滅

第21条 実用新案の保護の消滅の場合

第22条 実用新案の保護の回復

第23条 実用新案の保護の放棄

第24条 実用新案の保護の取消及び制限

第25条 ロイヤルティの返還請求

#### 第IV章 ハンガリー知的所有権庁における実用新案事案に係る手続

第26条 ハンガリー知的所有権庁の権限

第27条 行政手続の一般規則の適用

第28条

第 29 条 実用新案出願  
第 29/A 条  
第 30 条 特許出願からの変更  
第 31 条 [廃止]  
第 32 条 明細書  
第 33 条 実用新案の単一性  
第 33/A 条 実用新案出願の審査  
第 33/B 条  
第 34 条  
第 35 条  
第 36 条 実用新案事案に係る手続  
第 36/A 条 特許法の特別手続規則の適用  
第 36/B 条 保護可能性に関する見解

第 V 章 実用新案事案及び訴訟に係る裁判手続  
第 37 条 ハンガリー知的所有権庁が下した決定の再審理  
第 38 条 実用新案訴訟

第 VI 章 最終規定  
第 39 条  
第 40 条  
第 41 条 [廃止]  
第 42 条 施行

## 第 I 章 実用新案の保護の対象及び実用新案の保護によって付与される権利

### 第 1 条 保護することができる実用新案

(1) 実用新案の保護は、物品の形状若しくは構造又は物品の部分の配置に関する解決策(以下「実用新案」という)であって、新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能であるものに付与される。

(2) 設備及び幾つかの接続された機器から成るシステムは(1)に従って実用新案とみなす。ただし、製品の審美的意匠、植物品種、化学製品及び組成物は、実用新案の概念に該当しない。

### 第 2 条

(1) 実用新案は、技術水準の一部を構成しない場合は、新規であるとみなす。

(2) 技術水準は、優先日前に刊行物、口頭による表現、公然実施又はその他の方法により公衆が利用可能であるすべてのものを包含する。

(3) 先の優先日を有する国内の特許出願又は実用新案出願の内容も、優先日より後の日に付与手続の過程において公開又は公表された場合は、技術水準の一部を構成するものとみなす。そのような欧州特許出願及び国際特許出願の内容は、特許による発明保護に関する 1995 年法律 No. 33(以下「特許法」という)に規定された特別の条件を付してのみ、技術水準の一部を構成するものとみなす。これらの規定の適用上、要約は出願の内容の一部を構成するものとはみなされない。

(4) (1)及び(2)の適用上、優先日の前 6 月以内の刊行物への記載又は公然実施は、出願人若しくはその前権原者により又はこれらの同意を得て行われた場合又は出願人若しくはその前権原者の権利に対する濫用による場合は、考慮に入れない。

### 第 3 条

(1) 実用新案は、技術水準を考慮して当業者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものとみなす。技術水準が幾つかの出所から成るか又は技術水準が全面的若しくは部分的に外国語の出所から成るという事実だけでは、進歩性を立証しない。

(2) 進歩性の審査の適用上、第 2 条(3)にいう技術水準の部分は考慮に入れない。

### 第 4 条

実用新案は、農業を含む何れかの産業分野において製造又は使用することができる場合は、産業上利用可能であるとみなす。

### 第 5 条

(1) 実用新案の保護は、次の場合に付与される。

(a) 実用新案が、第 1 条から第 4 条までに定める要件に合致し、かつ、(2)に基づいて実用新案の保護から排除されない場合、及び

(b) 出願が、本法に規定する要件に合致する場合

(2) 経済活動の枠内での実用新案の実施が、公序良俗又は公衆道徳に反する場合は、保護を付与してはならない。当該実施は法律で禁止されていることのみを理由に、公序良俗に反するとはみなされない。

## **第6条 実用新案の考案者及び実用新案の保護を受ける権利**

実用新案の考案者とは、当該実用新案を考案した者をいう。

## **第7条**

(1) 実用新案の保護を受ける権利は、考案者又はその権原承継人に帰属する。

(2) 2以上の者が共同で実用新案を考案した場合は、実用新案の保護を受ける権利は、これらの者又はこれらの権原承継人が共有する。2以上の者がそれぞれ独自に実用新案を考案した場合は、実用新案の保護を受ける権利は、最先の優先日をもってハンガリー知的所有権庁に出願した考案者又はその権原承継人に帰属する。

## **第8条**

雇用関係にある者又は公職、官職、国務若しくは公務員の法的関係にある者又は雇用的性格を有する法的関係の枠組内で勤務する協同組合の構成員によって考案された実用新案の場合は、職務発明及び従業者発明に関する特許法の規定を準用する。

## **第9条**

実用新案の考案者の人格権、その考案者の報酬及び実用新案の保護を受ける権利に関する他の事項については、発明者の人格権、報酬及び特許を受ける権利に関する特許法の規定を準用する。

## **第10条 実用新案の保護の成立及び存続期間**

実用新案の保護は、保護が出願人に付与された日に始まり、出願日に遡及して発効する。

## **第11条**

(1) 実用新案の保護は、出願日に始まる10年の期間存続する。

(2) 実用新案の保護の期間中は、法定年間維持手数料を納付する。初年度の手数料は出願日を納付期日とし、後続年の手数料は出願日の周年日を期限として前納とする。実用新案の保護の付与に先立って期限となる年次手数料は、付与の決定が最終決定となった日から6月の猶予期間内にも納付することができ、それ以外のすべての年次手数料も納付期限日から6月の猶予期間内に納付することができる。

## **第12条 実用新案の保護によって付与される権利、その範囲及び制限**

法律の枠内で、実用新案の保護により、当該権利の所有者は、実用新案の実施又は他人に実施をライセンスする排他権を与えられる。排他的実施権は、実用新案の主題である製品の業としての製造、使用、販売若しくは販売の申出又はそのような目的での当該製品の所持若しくは輸入を包含する。

## **第13条**

(1) 実用新案の保護の範囲は、クレームにより定める。クレームは、明細書及び図面に基づいてのみ解釈する。

(2) 実用新案の保護は、クレームのすべての特性を具体化する製品又はクレームの1又は複数の特性が同等物で置き換えられている製品に及ぶ。

(2a) クレームの内容は、厳密な文字上の意味に限定してはならず、またクレームは、当業者がクレームされている実用新案を決定するための単なる指針とみなしてもならない。

(3) 実用新案の保護から生じる報酬を受ける権原は、製品の中でクレームの1又は複数の特性が実用新案の保護の所有者又は実用新案の考案者がライセンシーの利用に供する改善された特性により置き換えられても、影響を受けない。

#### 第14条 [廃止]

#### 第15条 [廃止]

#### 第16条

(1) 他の実用新案の保護を侵害することなしには保護された実用新案を実施することができない場合は、実施に必要な範囲で、基本となる実用新案の強制ライセンスを付与する。

(2) 保護された実用新案を侵害することなしには特許を受けた発明又は植物品種の保護に基づく品種を実施することができない場合は、実施に必要な範囲で、基本となる実用新案の強制ライセンスを付与する。保護された実用新案の強制ライセンスに関しては、強制ライセンスに関する特許法の共通規定を準用する。

#### 第17条

(1) 権原の承継、実用新案及び実用新案の保護に由来する権利の質権の設定及びライセンス契約に関しては、特許法の規定を準用する。

(2) 実用新案の保護の制限及び消尽に関しては、特許保護の制限及び消尽に関する特許法の規定を準用する。

(3) 実用新案の保護を受ける共同の権利及び共同実用新案の保護に関しては、特許を受ける共同の権利及び共同特許に関する特許法の規定を準用する。

## 第 II 章 実用新案の侵害及び実用新案の保護の侵害

### 第 18 条 実用新案の侵害

実用新案出願又は実用新案の保護の主題が他人により不法に実施された場合は、侵害された当事者又はその権原承継人は、その実用新案出願又は実用新案の保護の全面的又は部分的移転及び民事責任に関する規定に基づく損害賠償を請求することができる。

### 第 19 条 実用新案の保護の侵害

- (1) 保護された実用新案を不法に実施した者は、実用新案の保護の侵害となる。
- (2) 実用新案の保護の所有者は、特許権者が特許法によりその特許の侵害者に対して民事救済に訴えることができるのと同様に、その侵害者に対して民事救済に訴えることができる。
- (3) 実用新案の保護が侵害された場合は、所有者から権限を得たライセンシーの権利に対して、特許法の規定が適用される。

### 第 20 条 不侵害の決定

- (1) 実用新案の保護の侵害に係る手続が自己に対して開始される虞があると考える者は、手続の開始に先立ち、自己が製造した又は製造する筈である製品が自己の特定する実用新案を侵害しない旨の決定を請求することができる。
- (2) 不侵害の最終決定があった場合は、同一製品に関して特定された実用新案の保護を基礎として侵害手続を開始することはできない。

### 第 III 章 実用新案の保護の消滅

#### 第 21 条 実用新案の保護の消滅の場合

- (1) 実用新案の保護は、次の日に消滅する。
  - (a) 保護期間が満了する場合は、満了日の翌日
  - (b) 年次手数料が猶予期限までに納付されていない場合は、期限日の翌日
  - (c) 実用新案の保護の所有者が保護を放棄する場合は、放棄通知受領の翌日又は保護を放棄する者が特定するこれよりも早い日
  - (d) 実用新案の保護が取り消された場合は、出願日に遡って
- (2) [廃止]

#### 第 22 条 実用新案の保護の回復

年次手数料不納の理由で実用新案の保護が消滅した場合において、不納が正当な理由により生じたものであるときは、ハンガリー知的所有権庁は、請求により、保護を回復する。

#### 第 23 条 実用新案の保護の放棄

- (1) 実用新案登録簿に登録された所有者は、ハンガリー知的所有権庁に宛てた宣言書により実用新案の保護を放棄することができる。放棄が、法律、当局の決定若しくは実用新案登録簿に登録されたライセンス契約に由来する第三者の権利に影響を及ぼす場合又は訴訟が実用新案登録簿に登録されている場合は、当該放棄は、関係当事者の同意を得た上でなければ効力を生じない。
- (2) 実用新案の保護の一定のクレームを放棄することも可能である。
- (3) 実用新案の保護の放棄の取下はできない。

#### 第 24 条 実用新案の保護の取消及び制限

- (1) 実用新案の保護は、次の場合は、遡って取り消される。
  - (a) 実用新案の保護の主題が第 5 条 (1) (a) に規定する要件に合致しない場合
  - (b) 明細書が第 32 条に規定する条件に合致しない場合
  - (c) 実用新案の保護の主題が、承認された出願日における出願内容の範囲又は分割の場合は分割出願の内容の範囲を越える場合、又は
  - (d) 実用新案の保護が本法に基づく権原がない者に付与された場合
- (2) 取消の理由が部分的にのみ存在する場合は、実用新案の保護はこれに相応して制限される。
- (3) 取消請求が最終決定で拒絶された場合は、何人によっても同一の事実に基づいた同一の実用新案の保護の取消手続をあらためて提起することはできない。

#### 第 25 条 ロイヤルティの返還請求

実用新案の保護がその成立に遡って消滅した場合は、実用新案の保護の所有者又は実用新案の考案者が善意で受け取ったロイヤルティの内、実施から生じる利益に該当しなかった部分についてのみ返還を請求することができる。

## 第 IV 章 ハンガリー知的所有権庁における実用新案事案に係る手続

### 第 26 条 ハンガリー知的所有権庁の権限

ハンガリー知的所有権庁は、次の事項における権限を有する。

- (a) 実用新案の保護の付与
- (b) 実用新案の保護の消滅及びその回復の決定
- (c) 実用新案の保護の取消
- (d) 不侵害の決定
- (e) 実用新案の明細書の解釈
- (f) 実用新案の保護の維持及び記録
- (g) 実用新案の保護に係る公告

### 第 27 条 行政手続の一般規則の適用

- (1) ハンガリー知的所有権庁は、本法に規定する例外及び追加を除き、行政手続の一般法に関する法律の規定に従って実用新案事案を処理する。
- (2) ハンガリー知的所有権庁の決定に関連し、如何なる審判請求、行政又は監督的手続及び公訴局に関する法律に従う公訴官通知又は訴訟も認められない。
- (3) 実用新案事案におけるハンガリー知的所有権庁の決定は、第 37 条の規定に従って裁判所がこれを再審理する。
- (4) 特許法に別段の規定がない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、再審査請求がなされた場合に限りかつその請求が裁判所へ付託されるまで、手続を終結して、次の事項において下した決定を取下又は変更することができる。
  - (a) 実用新案の保護の付与
  - (b) 実用新案の保護の消滅の決定及びその回復
  - (c) 実用新案の保護の取消
  - (d) 不侵害の決定
- (5) 特許法に別段の規定がない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、その決定が法律を侵害することを確認する場合に限り又は当事者が一致してその決定の変更又は取下を請求する場合に限り、手続を終結して(4) (c) 及び(d) に関する事項において再審理請求に基づいて下した決定を取下又は変更することができる。

### 第 28 条

- (1) 特許登録簿及び公式情報に関する規定を含む、ハンガリー知的所有権庁における手続に関する特許法の一般規定は、ハンガリー知的所有権庁における実用新案事案に準用する。ただし、次については例外とする。
  - (a) ハンガリー知的所有権庁の定める期限は、少なくとも 1 月以上で 3 月以下の期限を設ける。
  - (b) (a) に従う期限は、当該期限満了の前に請求があったときは、少なくとも 1 月以上で 3 月以下の延期が可能である。
  - (c) (b) に規定する期間又は回数を超える期限延期は、特に正当な根拠のある場合であっても認められない。



(d) 特許出願、特許及び特許登録簿という用語は、実用新案出願、実用新案及び実用新案登録簿の意味にそれぞれ解釈される。特許出願の公開及び特許法条約の適用に関する規定は適用されない。

(2) 本法に別段の規定がない場合に限り、実用新案手続の行政サービス手数料及び実用新案の維持手数料に関する特許法の規定が適用される。

(3) 同一の主題に関して特許及び実用新案の保護の両方が付与された場合、何れかの取消手続における最終決定は、もう一方の保護の有効性に関する並存手続において、当該決定において定められた取消の範囲で、ハンガリー知的所有権庁を拘束する。

(4) 実用新案の保護を付与する決定が確定した後、何人も、実用新案出願の書類を閲覧することができ、また、法により定められた手数料の納付に従うことを条件として、当該書類の写しを入手することができる。実用新案の保護を付与する決定が確定した後又は第 36/B 条にいう保護可能性に関する見解がその後作成された場合は当該見解に関する公式情報の後、何人も、当該見解を閲覧することができ、また、その書類の写しを有料で入手することができる。

## 第 29 条 実用新案出願

(1) 実用新案の保護の付与に係る手続は、ハンガリー知的所有権庁への出願をもって開始される。

(2) 実用新案出願は、願書、1 又は複数のクレームを付した実用新案の明細書、図面及び必要な場合はその他添付書類が含まれる。

(3) 出願に際して従うべき詳細方式要件は、本法に基づく委任により発行される省令に規定される。

(4) 実用新案出願は、特許法に基づく委任により発行される省令に定められた行政サービス手数料の納付を条件とする。出願手数料は出願日から 2 月以内に納付する。

(5) 実用新案出願に添付される書類が外国語で作成されている場合は、クレームを付した実用新案明細書及び図面は、出願日から 4 月以内にハンガリー語で提出する。

(6) 実用新案の保護を付与する決定が確定するまでは、出願人は、第 23 条の規定に従い、実用新案出願を取り下げることができる。

## 第 29/A 条

(1) 実用新案の出願日とは、少なくとも次のものを含む出願書類をハンガリー知的所有権庁に提出した日をいう。

(a) 実用新案を求めている旨の表示

(b) 出願人を特定し、かつ、出願人との連絡を可能にする情報、及び

(c) 他の要件が遵守されているか否かに拘らず、明細書及びそこに言及されている図面

(2) 出願日を承認する目的では、明細書及び図面の提出に代えて優先権書類に言及すれば足りる。

## 第 30 条 特許出願からの変更

(1) 出願人が先に特許出願を行っていた場合は、出願人は、同一の主題に係る実用新案出願の出願日後 2 月以内に提出する優先権宣言において、当該特許出願の出願日及び優先権を主

張することができる(変更)。

(2) 特許出願の優先日及び出願日は、変更された実用新案出願が次のとおりハンガリー知的所有権庁になされた場合は、変更により実用新案出願に適用される。

(a) 特許出願手続の間であって特許付与の決定が確定する日まで若しくは特許出願を拒絶する決定が確定した日から3月以内、又は

(b) 新規性欠如若しくは進歩性欠如の理由で特許を取り消すと宣言する決定が確定した日から3月以内

(3) 実用新案出願の変更は、特許出願日から10年以内に限り認められる。

### 第31条 [廃止]

### 第32条 明細書

(1) 明細書は、当該明細書及び図面を基礎として実用新案の主題を実施することを当業者に可能にするものでなければならない。

(2) 明細書の末尾に、明細書の他の部分に言及して、1又は複数のクレームをもって、出願する実用新案の保護の範囲を明示しなければならない。

### 第33条 実用新案の単一性

実用新案出願においては、1の実用新案についてのみ保護を求めることができる。

### 第33/A条 実用新案出願の審査

ハンガリー知的所有権庁は、実用新案出願の後、次の事項について審査する。

(a) 出願が第29/A条に従って出願日承認に関する要件を満たしているか否か

(b) 第29条(4)に従って出願手数料が納付されているか否か

(c) 第29条(5)に従ってハンガリー語による実用新案明細書及び図面が提出されているか否か

### 第33/B条

(1) 出願日を承認することができない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、出願人に、2月以内に不備を修正するよう求める。

(2) 出願人が定められた期限内に当該求めに応じる場合は、更正の受領日は出願日とみなされる。出願人が当該求めに応じない場合は、如何なる出願日も承認されず、手続は終了する。

(3) 出願人との連絡を可能にする情報がない場合は、不備を修正する求めは出されず、不備の更正のための2月の期限は、出願の受領日から起算される。

(4) 出願人は、承認された出願日を通知される。

(5) 出願手数料が納付されず又は実用新案の明細書及び図面がハンガリー語で提出されなかった場合は、ハンガリー知的所有権庁は、第29条(4)及び(5)に定める期限内に当該不備を修正するよう出願人に求める。出願人が当該求めに応じない場合は、出願は取下とみなされる。

### 第34条

実用新案出願が第33/A条に基づき審査した要件を満たす場合は、ハンガリー知的所有権庁

は、実用新案出願が第 29 条(2)及び(3)の要件を満たしているか否かを審査する。

### 第 35 条

ハンガリー知的所有権庁は、次の諸点について実用新案出願の実体審査をする。

- (a) 出願の主題が第 1 条の実用新案であるか否か
- (b) 出願の主題は産業上の利用が可能であるか否か
- (c) 出願の主題が第 5 条(2)に基づき実用新案の保護から除外されていないか否か
- (d) 明細書が法的要件に合致しているか否か(第 32 条)
- (e) 当該実用新案が単一性要件に合致しているか否か
- (f) 当該実用新案の優先権が適切に主張されているか否か及び出願人が主張されている優先権の権原を有しているか否か
- (g) 出願が新規の内容を追加することにより、出願の主題が出願日における出願の内容の範囲を越えるように補正されなかったか否か

### 第 36 条 実用新案事案に係る手続

- (1) 実用新案出願が第 34 条及び第 35 条に基づき審査された要件を満たさない場合は、出願人は、拒絶の内容に応じて、不備の更正、宣言又は出願の分割を求められる。
- (2) 実用新案は、不備の更正又は宣言を行った後も、審査された要件を満たさない場合は、全体的又は部分的に拒絶される。
- (3) 出願は、通知の中で正確かつ明白に陳述され、かつ、適切に説明された根拠によつてのみ拒絶することができる。
- (4) 出願者が通知に回答せず又は定められた期限内に出願を分割しない場合は、実用新案出願は取下とみなす。
- (5) 実用新案及び実用新案出願が審査のすべての要件を満たしている場合は、ハンガリー知的所有権庁は、出願の主題について実用新案保護を付与する。
- (6) 実用新案事案において、欧州特許出願の効果に関する特許法の規定を準用する。欧州特許出願は、特許法の規定の準用によって国内実用新案出願に変更することができる。
- (7) 特許協力条約第 43 条に従って、出願人が自己の国際出願が指定国又は選択国としてのハンガリーで実用新案の保護を取得しようとするものである旨を指定する場合は、指定官庁又は選択官庁としてのハンガリー知的所有権庁の手続に特許法の規定を準用する。

### 第 36/A 条 特許法の特別手続規則の適用

本法に規定されていない事項に関して、特許法の規定を、実用新案出願の優先権、分類、補正及び分割、実用新案の保護の消滅、回復又は取消の宣言並びに実用新案の明細書の解釈及び不侵害の決定に準用する。

### 第 36/B 条 保護可能性に関する見解

- (1) ハンガリー知的所有権庁は、出願人の請求により又は実用新案の保護を付与された実用新案権者の請求により、保護可能性に関する見解を作成する。当該見解は、実用新案が新規性、進歩性及び産業的利用可能性の要件を満たすと思われるか否かに関する(新規性の調査に基づく理由も含むが本法に特定される法的効果を超える拘束力を有さない)調査結果である。

- (2) 保護可能性に関する見解は実用新案出願の審査とは独立して作成され、また実用新案の保護は保護可能性に関する見解が作成される前であっても付与することができる。
- (3) 保護可能性に関する見解については、特許法に基づく委任により発行される省令に定める行政サービス手数料を納付しなければならない。
- (4) 手数料の納付時において、実用新案出願又は実用新案権利が専ら考案者である場合は、保護可能性に関する見解の手数料の半額を納付する。考案者は、出願に関して外国語出願の優先権が主張されていない場合又は実用新案の保護が外国語出願の優先権が主張されていない出願に基づいている場合、当該減額を受ける権限を有する。複数の考案者がいる場合において、考案者の1が自身の実用新案のクレーム又は実用新案の保護を受ける権利を放棄して、共同考案者に譲ったとき又は考案者の何れかがその相続人に承継されたときも、本項の規定が適用される。
- (5) 特許法第69条(1)及び(2)は、保護可能性に関する見解の作成に必要な新規性調査に準用する。
- (6) ハンガリー知的所有権庁は、請求の時点で利用可能な明細書、クレーム及び図面に基づく保護可能性に関する見解を作成し、言及される書類の写し1部とともに、保護可能性の見解の請求から6月以内にこれを実用新案の保護の出願人又は実用新案権者に送付する。
- (7) 公式情報は保護可能性に関する見解の完成時に、実用新案保護の付与の公告と同時に又は別途保護可能性に関する見解が後日の日付で入手可能となる場合は別個に、ハンガリー知的所有権庁の公報において公告される。
- (8) ハンガリー知的所有権庁は、請求により、保護可能性に関する見解が請求から6月の末日の後に郵送された場合、保護可能性に関する見解の手数料を払い戻す。

## 第V章 実用新案事案及び訴訟に係る裁判手続

### 第37条 ハンガリー知的所有権庁が下した決定の再審理

(1) 請求があったときは、裁判所は、ハンガリー知的所有権庁の次の事項の再審理を行うことができる。

- (a) 第27条(4)にいう決定
- (b) 実用新案登録簿における登録の手続を中断する又は基礎を提供する決定
- (c) ファイルの閲覧を排除又は制限する命令であって、それに対して行政手続法の規定に基づき独立の法的救済が認められるもの
- (d) 手続開始の請求を提出した者以外の者に対し、手続当事者としての法的地位を与えない命令
- (e) 手続上の罰金を科す命令又は手続費用の金額及び分担に関する決定

(2) 手続上の罰金を科す命令又は手続費用の金額及び分担に関する決定に対して提起された再審理の請求は、再審理の請求で争われていない他の決定の規定に関して進行を遅らせる効力を有さず、それらの規定が最終となることを妨げない。

(3) (1)にいう以外のハンガリー知的所有権庁の命令は、(1)にいう決定の再審理の請求におけるものに限り争うことができる。

(4) 決定の再審理は、次の者が請求することができる。

- (a) ハンガリー知的所有権庁における手続の当事者
- (b) ファイルの閲覧を排除され又は制限された者
- (c) 手続当事者としての法的地位を与えられなかった者

(5) 実用新案の保護の登録又は無効の決定の再審理は、第5条(2)に基づき、公訴官が請求することができる。ハンガリー知的所有権庁における手続に参加した他の者は、自己の権利で、決定又は自己に関するその規定の再審理につき独立の請求を提出することができる。

(6) 再審理の請求は、(7)及び(8)に規定の場合を除き、関係する当事者又は手続の他の当事者への決定の通知日から30日以内に提出し又は書留郵便で出さなければならない。

(7) 再審理請求の提出についての30日の期限は、次の場合は、手続継続の請求又は原状回復の請求を拒絶する又はこれらが提出されていないものとみなす命令の伝達日から起算する。

- (a) 当該日が(6)に基づく決定の伝達日より遅く、かつ
- (b) 手続継続の請求又は原状回復の請求が(6)に基づく決定の直接の基礎となった不作為の結果を回避するために提出された場合

(8) [廃止]

(9) 再審理請求は、ハンガリー知的所有権庁に提出し、同庁はそれを実用新案ファイルの書類と共に、(10)に規定の場合を除き、15日以内に裁判所へ転送する。相手方が手続に参加している場合は、ハンガリー知的所有権庁は、その相手方に対し、請求の転送について同時に通知する。

(10) 再審理請求が基本的重要性を有する法律問題を提起する場合は、ハンガリー知的所有権庁は当該疑義に関する陳述書を作成することができ、それを再審理請求及び実用新案ファイルの書類と共に30日以内に裁判所へ転送する。

(11) 次のデータは再審理請求の導入部に示される。

- (a) 管轄裁判所の名称

- (b) 出願人の身元の詳細及び別の当事者が存在する場合、その当事者の既知の身元の詳細、及び
- (c) 名称、所在地、電話番号、法的代表者のメールアドレス及び複数の代表者が存在する場合、公式書類の受領を指定された代表者の名称
- (11a) 次のデータは再審理請求の要旨に示される。
  - (a) 再審理請求が修正を目的とする決定の番号並びに必要なかつ入手可能な場合は、登録番号及び再審理請求が修正を目的とする規定又は決定の一部
  - (b) 決定の変更に係る裁判所への特定の請求、及び
  - (c) 裏付証拠及び告訴状とともに、決定の変更の必要性を実証する理由
- (11b) 次は再審理請求の最終部分に示される。
  - (a) 裁判所に裁判権を付与する事実及び法の規定
  - (b) 納付手数料の額及びその納付の方法又は手続手数料を一部納付する場合は、法的援助の付与の請求若しくは法に従い手数料の納付を免除する場合は、当該免除の基礎となる事実及び法の規定
  - (c) 権限を付与された者の代表権を証明する事実及び法の規定、及び
  - (d) 最終部分に言及される事実に関する裏付証拠
- (12) 遅れて提出された再審理請求の場合は、裁判所は原状回復の請求に関して決定する。
- (13) その他の事項においては、ハンガリー知的所有権庁の決定の再審理に係る裁判手続に関する規定は、実用新案事案におけるハンガリー知的所有権庁の決定の再審理に係る裁判手続に適用する。

### 第 38 条 実用新案訴訟

- (1) 実用新案訴訟は、次のものから成る。
  - (a) 実用新案強制ライセンスの付与、変更又は取消に係る訴訟
  - (b) 先使用権の存在に関する訴訟
  - (c) 実用新案の保護の無効に関する異議申立の裁定(2)(b)に支配される事例を含む、侵害に係る訴訟。
- (2) 特許訴訟に係る規定は、実用新案訴訟に適用するが、次の事項はその例外とする。
  - (a) 実用新案の侵害手続の過程で、準備段階の終了を命じる裁判所命令が発せられる前に、被告人がハンガリー知的所有権庁における実用新案の保護の取消手続を開始したという証拠を提出する場合は、手続は最終決定が取消手続において下されるまで裁判所によって停止される。ただし、実用新案権者が、第 1 審の決定に先立つ聴聞の終了前に、裁判所に対して自身に好意的な保護可能性に関する見解を提出したときは、当該停止は義務的でないことを条件とする。
  - (b) 実用新案の侵害手続の過程で、被告人の異議申立を基礎として、(a)に従う手続の停止が義務的でない場合又は停止が不適切な場合、裁判所は実用新案の保護の有効性も審査するものとし、また、実用新案の保護の取消に係る状況が存在する場合、裁判所は当該訴訟を却下する。
- (3) (1)にいう以外の他の実用新案訴訟においては、司法裁判所は、特許訴訟に適用される規則を適用して手続を行う。

## 第 VI 章 最終規定

### 第 39 条

2003年1月1日前の出願による実用新案保護の取消理由は、出願時点の規定が効力を有する。

### 第 40 条

行政手続の一般規則に基づく法及び手続に係る行政裁判規則に基づく法の施行に関連する法を修正する 2017 年法律第 L 号(以下、「行政手続に関する修正法」)に規定された本法の規定は、行政手続に関する修正法の施行後に開始した手続において及び差戻しの当局によって再審理される事例に適用される。

### 第 41 条 [廃止]

### 第 42 条 施行

(1) 本法は、1992年1月1日に施行する。

(2) 司法担当大臣は、ハンガリー知的所有権庁長官と協議し、かつ、ハンガリー知的所有権庁の監督権を司る大臣との合意によって、実用新案出願の詳細な方式規則を政令によって制定する権限を有する。